

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月31日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 ステート・ストリートDC外国株式インデックス・
オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】 継続募集額 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成28年2月29日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当事項を以下の内容に訂正します。

下線部_____は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第一部【証券情報】**（４）【発行（売出）価格】**

<訂正前>

<略>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
電話番号 03 - 4530 - 7333
（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）
ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

<訂正後>

<略>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
電話番号 03 - 4530 - 7333
（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）
ホームページアドレス：www.ssga.com

（８）【申込取扱場所】

<訂正前>

<略>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
電話番号 03 - 4530 - 7333
（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）
ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

<訂正後>

<略>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
電話番号 03 - 4530 - 7333
（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）
ホームページアドレス：www.ssga.com

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド¹」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場(MSCIコクサイ指数²(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

1 米国ボルカー・ルール¹の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年6月末を目途に「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」に変更する予定です。

2 <略>

<略>

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

<中略>

ファンドの目的

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド[※]」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場(MSCI コクサイ指数(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

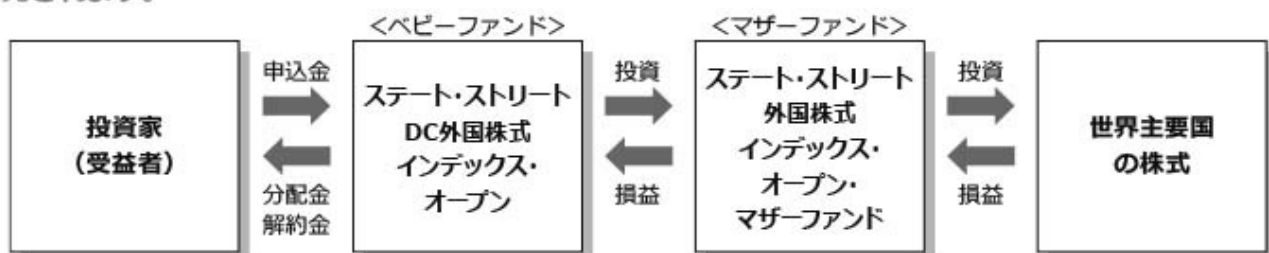
※米国ボルカー・ルールの適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年6月末を目途に「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」に変更する予定です。

ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の株式市場に投資します。
- 2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの運用の仕組み」をご覧ください。
- 3 MSCI コクサイ指数(円ベース)に連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。
※MSCI コクサイ指数(円ベース)とは、MSCI コクサイ指数の構成国の国別指数および構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。
- 4 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
したがって投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

ファンドの運用の仕組み

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※分配金は、無手数料で再投資されます。

※マザーファンドには、「ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

投資対象とするマザーファンドの概要

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

| | |
|---------|---|
| 運用の基本方針 | 中長期的な観点から、日本を除く世界の主要国の株式市場の動き(MSCI コクサイ指数、円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。 |
| 主要投資対象 | 日本を除く世界の取引所に上場されている株式(それらに類するものを含みます。) |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本を除く世界の取引所に上場されている株式(それらに類するものを含みます。)を主要投資対象とし、MSCI コクサイ指数(円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 |

■ 主な投資制限

1. マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
2. 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
3. 投資信託証券(ただし、マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 収益分配方針

毎決算時(原則として11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

■ 収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

< 訂正後 >

ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド¹」(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場(MSCIコクサイ指数²(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

1 米国ボルカー・ルール¹の適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月31日付にて、ファンド名称から“ステート・ストリート”を削除しました。

2 < 略 >

< 略 >

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

< 中略 >

ファンドの目的

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド[®]」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場(MSCI コクサイ指数(円ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

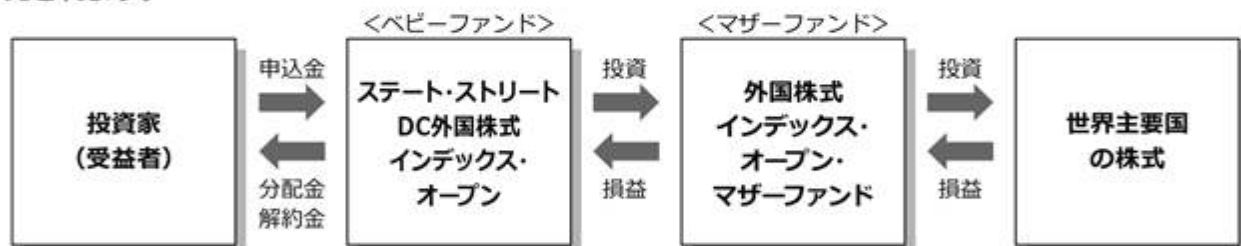
※米国ボルカー・ルールの適用により、マザーファンド名称に社名等の使用が禁止されたため、2016年5月31日付にて、ファンド名称から“ステート・ストリート”を削除しました。

ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の株式市場に投資します。
- 2 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
※ファミリーファンド方式については、「ファンドの運用の仕組み」をご覧ください。
- 3 MSCI コクサイ指数(円ベース)に連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。
※MSCI コクサイ指数(円ベース)とは、MSCI コクサイ指数の構成国の国別指数および構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。
- 4 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
したがって投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

ファンドの運用の仕組み

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※分配金は、無手数料で再投資されます。

※マザーファンドには、「ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

投資対象とするマザーファンドの概要

■ 外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

| | |
|---------|---|
| 運用の基本方針 | 中長期的な観点から、日本を除く世界の主要国の株式市場の動き(MSCI コクサイ指数、円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。 |
| 主要投資対象 | 日本を除く世界の取引所に上場されている株式(それらに類するものを含みます。) |
| 投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本を除く世界の取引所に上場されている株式(それらに類するものを含みます。)を主要投資対象とし、MSCI コクサイ指数(円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。 ・株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 |

■ 主な投資制限

1. マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
2. 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
3. 投資信託証券(ただし、マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

■ 収益分配方針

毎決算時(原則として11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

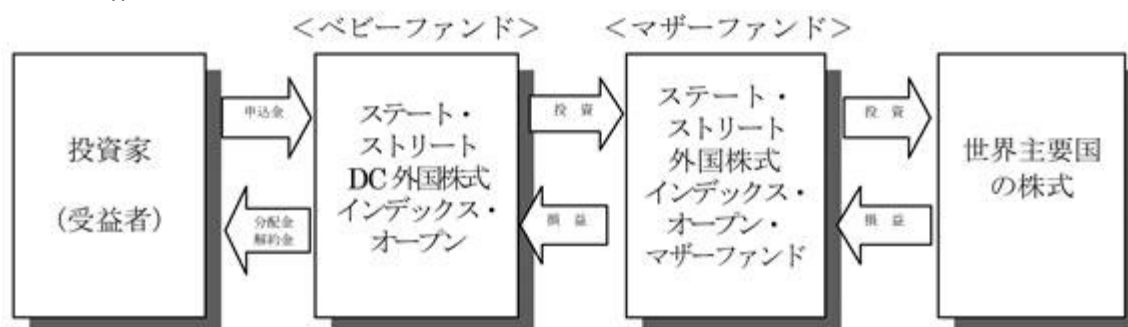
■ 収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

<略>



<略>

<略>

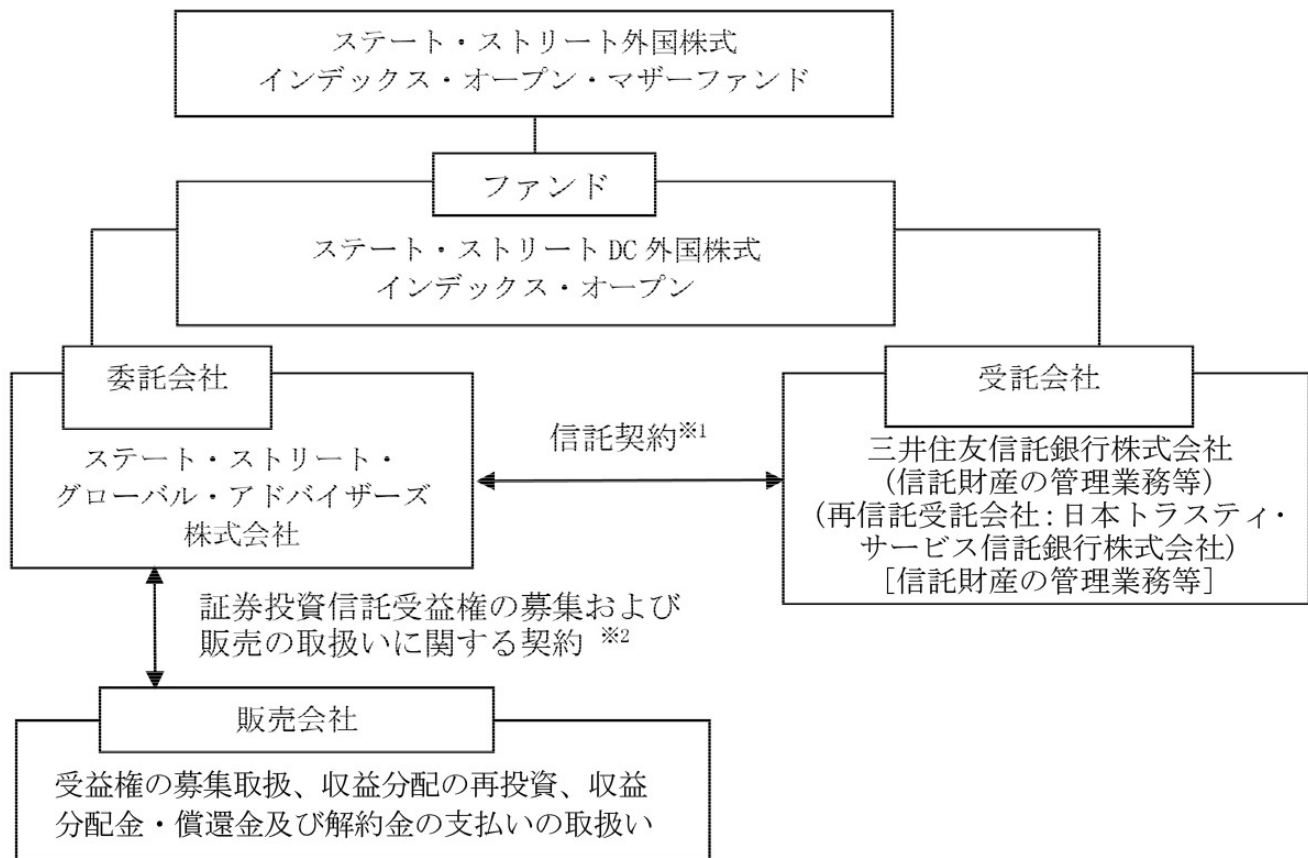
ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) <略>
- 2) <略>
- 3) 販売会社

<略>

ファンド関係法人



1 <略>

2 <略>

委託会社の概況（平成27年12月30日現在）

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

| | |
|--------------|-----------------------------------|
| 平成10年 2 月25日 | ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立 |
| 平成10年 3 月31日 | 投資顧問業の登録 |
| 平成10年 8 月28日 | ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 平成10年 9 月30日 | 投資一任契約に係る業務の認可 |
| 平成10年 9 月30日 | 証券投資信託の委託会社としての認可取得 |
| 平成19年 9 月30日 | 金融商品取引業者の登録 |
| 平成20年 7 月 1日 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更 |

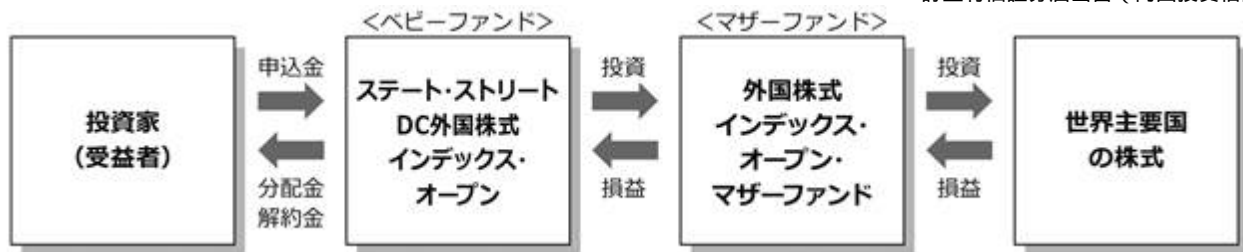
3) 大株主の状況

（平成27年12月30日現在）

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|--|----------------------------|--------|------|
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー | 6,200株 | 100% |

<訂正後>

<略>



< 略 >

< 略 >

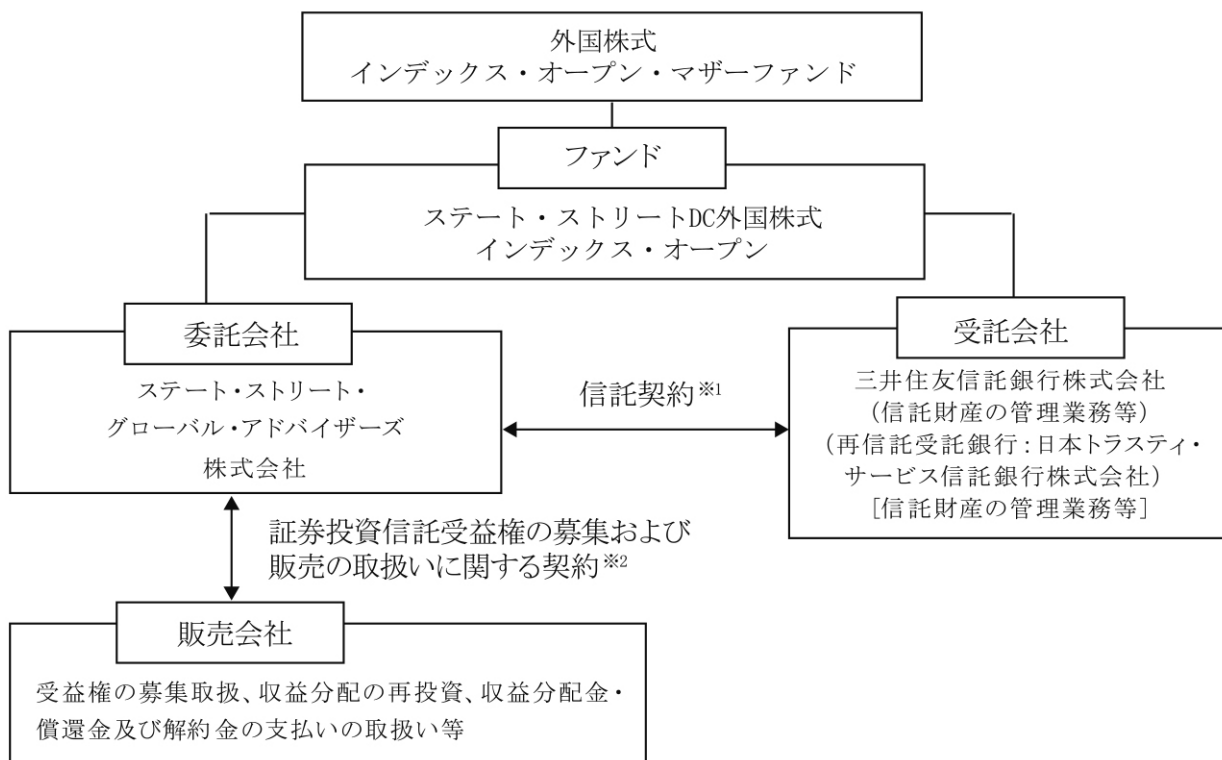
ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) < 略 >
- 2) < 略 >
- 3) 販売会社

< 略 >

ファンド関係法人



1 < 略 >

2 < 略 >

委託会社の概況（平成28年6月30日現在）

- 1) 資本金
3億1千万円
- 2) 沿革

| | |
|--------------|---------------------------|
| 平成10年 2 月25日 | ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立 |
| 平成10年 3 月31日 | 投資顧問業の登録 |
| 平成10年 8 月28日 | ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 平成10年 9 月30日 | 投資一任契約に係る業務の認可 |

平成10年 9 月30日 証券投資信託の委託会社としての認可取得
 平成19年 9 月30日 金融商品取引業者の登録
 平成20年 7 月 1日 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に
 商号変更

3) 大株主の状況 (平成28年6月30日現在)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|--|----------------------------|--------|------|
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー | 6,200株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主たる投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ指数（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。資金の流出入と、実際に株式を売買する間の時間の差および売買の際の株式売買委託手数料等を負担することにより、当ファンドの基準価額とMSCIコクサイ指数との間には若干の乖離が生ずる場合があります。

～ <略>

<訂正後>

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主たる投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ指数（円ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。資金の流出入と、実際に株式を売買する間の時間の差および売買の際の株式売買委託手数料等を負担することにより、当ファンドの基準価額とMSCIコクサイ指数との間には若干の乖離が生ずる場合があります。

～ <略>

(2)【投資対象】

<訂正前>

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンドの受益証券」といいます。)および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第16条第1項）。

<以下略>

<訂正後>

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国株式インデックス・オープ

ン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンドの受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(信託約款第16条第1項)。

< 以下略 >

(5) 【投資制限】

< 訂正前 >

< 略 >

信託約款上のその他の投資制限

1) ~ 13) < 略 >

(参考) 「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

< 以下略 >

< 訂正後 >

< 略 >

信託約款上のその他の投資制限

1) ~ 13) < 略 >

(参考) 「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

< 以下略 >

3 【投資リスク】

< 訂正前 >

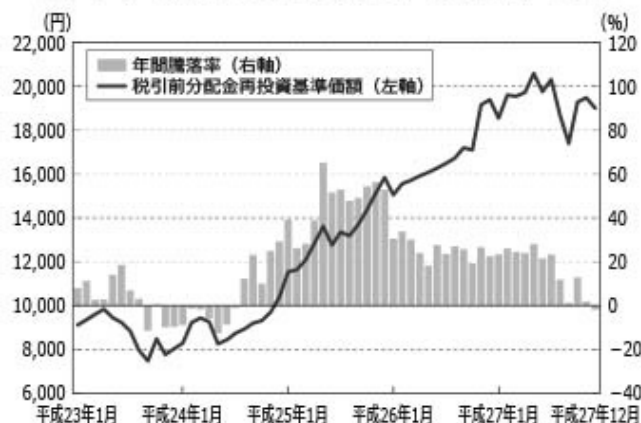
(1) < 略 >

(2) リスク管理体制

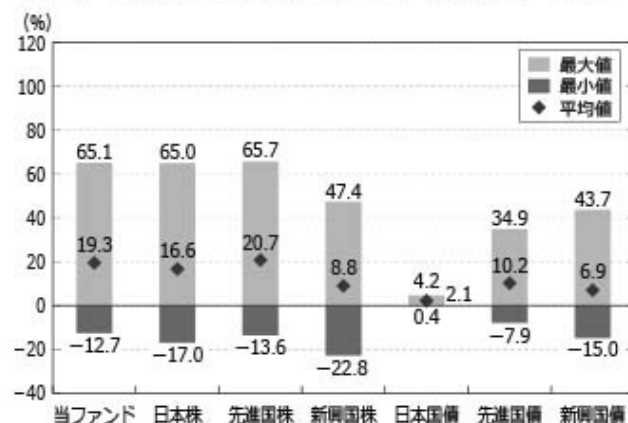
< 中略 >

<参考情報> 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>



<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>



※当ファンドの騰落率は、月末における税引前の分配金再投資基準価額(信託報酬控除後)を用いて計算しています。
 ※当ファンドの税引前の分配金再投資基準価額(信託報酬控除後)および代表的な資産クラスを表す指数の年間騰落率は、平成23年1月～平成27年12月の5年間の各月末における直近1年前を対比して計算しており、決算日に対応した数値とは異なります。
 ※平均値・最大値・最小値は、同期間の各月末における年間騰落率の該当値を表示しています。
 ※代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しております。
 ※代表的な資産クラスを表す指数については、最終ページにてご確認ください。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

上記「ベンチマーク」をご覧ください。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

<訂正後>

(1) <略>

(2) リスク管理体制

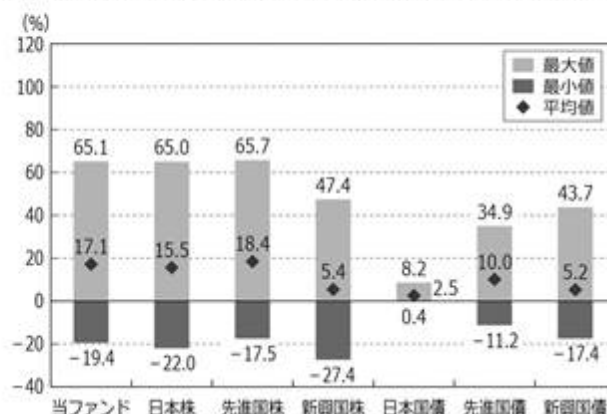
<中略>

＜参考情報＞ 代表的な資産クラスと騰落率の比較等

＜ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移＞



＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞



※当ファンドの騰落率は、月末における税引前の分配金再投資基準価額(信託報酬控除後)を用いて計算しています。
 ※当ファンドの税引前の分配金再投資基準価額(信託報酬控除後)および代表的な資産クラスを表す指数の年間騰落率は、平成23年7月～平成28年6月の5年間の各月末における直近1年前を対比して計算しており、決算日に対応した数値とは異なります。

※平均値・最大値・最小値は、同期間の各月末における年間騰落率の該当値を表示しています。

※代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しております。

※代表的な資産クラスを表す指数については、最終ページにてご確認ください。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

上記「ベンチマーク」をご覧ください。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

＜訂正前＞

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下の金額とします。

| 支払先 | 報酬額 |
|------|----------------------------------|
| 委託会社 | 信託財産の純資産総額の年率 0.378%(税抜0.35%)相当額 |
| 販売会社 | 信託財産の純資産総額の年率 0.54%(税抜0.50%)相当額 |

| | |
|------|----------------------------------|
| 受託会社 | 信託財産の純資産総額の年率 0.108%(税抜0.10%)相当額 |
| 合計 | 信託財産の純資産総額の年率 1.026%(税抜0.95%)相当額 |

< 略 >

< 訂正後 >

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。信託報酬率およびその配分については、下記の通りとします。

| | | 報酬率(年率) | 役務の内容 |
|---------|------|-----------------|---|
| 信託報酬率合計 | | 1.026%(税抜0.95%) | |
| 配分 | 委託会社 | 0.378%(税抜0.35%) | 委託した資金の運用の対価 |
| | 販売会社 | 0.540%(税抜0.50%) | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| | 受託会社 | 0.108%(税抜0.10%) | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |

< 略 >

5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

(1)【投資状況】

(平成28年6月30日現在)

| 種類 | 国/地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|----------------------|-------|----------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 12,821,632,146 | 99.99 |
| コール・ローン、その他資産(負債控除後) | | 1,490,204 | 0.01 |
| 純資産総額 | | 12,823,122,350 | 100.00 |

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券(外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(平成28年6月30日現在)

| 種類 | 国/地域名 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|----------------------|------------|-----------------|---------------|
| 株式 | アメリカ | 73,492,997,459 | 60.50 |
| | イギリス | 8,971,115,571 | 7.39 |
| | カナダ | 4,521,413,643 | 3.72 |
| | フランス | 4,320,876,630 | 3.56 |
| | スイス | 4,310,799,048 | 3.55 |
| | ドイツ | 4,037,227,494 | 3.32 |
| | オーストラリア | 3,058,840,670 | 2.52 |
| | 香港 | 1,482,574,957 | 1.22 |
| | オランダ | 1,465,106,955 | 1.21 |
| | スペイン | 1,381,113,412 | 1.14 |
| | スウェーデン | 1,302,500,719 | 1.07 |
| | デンマーク | 908,226,330 | 0.75 |
| | イタリア | 905,255,594 | 0.74 |
| | ベルギー | 688,142,497 | 0.57 |
| | シンガポール | 594,207,613 | 0.49 |
| | フィンランド | 446,417,966 | 0.37 |
| | イスラエル | 350,499,410 | 0.29 |
| | ノルウェー | 309,535,660 | 0.25 |
| | アイルランド | 210,964,236 | 0.17 |
| | ニュージーランド | 85,456,521 | 0.07 |
| オーストリア | 81,682,364 | 0.07 | |
| ポルトガル | 67,007,713 | 0.05 | |
| 小計 | | 112,991,962,462 | 93.02 |
| 投資証券 | アメリカ | 2,598,228,461 | 2.14 |
| | オーストラリア | 327,150,961 | 0.27 |
| | フランス | 176,124,844 | 0.14 |
| | イギリス | 133,102,077 | 0.11 |
| | 香港 | 61,870,810 | 0.05 |
| | シンガポール | 56,049,817 | 0.05 |
| | カナダ | 33,182,822 | 0.03 |
| | 小計 | | 3,385,709,792 |
| コール・ローン、その他資産(負債控除後) | | 5,094,707,344 | 4.19 |
| 純資産総額 | | 121,472,379,598 | 100.00 |

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成28年6月30日現在）

| 順位 | 国/ 地域名 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 (口) | 簿価 単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|---------|-----------|-------------------|---------------------------------|----|---------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 外国株式インデック ス・オープン・マザー ファンド | | 7,176,554,431 | 2.1584 | 15,490,430,844 | 1.7866 | 12,821,632,146 | 99.99 |
| 投資比率：合計 | | | | | | | | | | 99.99 |

（注１）投資有価証券は1銘柄です。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-----------|----|---------|
| 親投資信託受益証券 | | 99.99 |
| 合計 | | 99.99 |

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国株式インデックス・オープン・マザーファンド）

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成28年6月30日現在）

| 順位 | 国/ 地域名 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 (株) | 簿価 単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-----------|----|----------------------------|----------------------------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 1 | アメリカ | 株式 | APPLE INC | テクノロジー・ハード ウェアおよび機器 | 216,967 | 12,124 | 2,630,470,394 | 9,715 | 2,107,770,182 | 1.74 |
| 2 | アメリカ | 株式 | EXXON MOBIL CORPORATION | エネルギー | 162,451 | 8,359 | 1,357,989,526 | 9,515 | 1,545,730,784 | 1.27 |
| 3 | アメリカ | 株式 | MICROSOFT CORP | ソフトウェア・サービス | 294,032 | 5,550 | 1,631,858,870 | 5,201 | 1,529,281,425 | 1.26 |
| 4 | アメリカ | 株式 | JOHNSON & JOHNSON | 医薬品・バイオテクノ ロジー・ライフサイエンス | 107,925 | 10,535 | 1,136,978,726 | 12,280 | 1,325,346,013 | 1.09 |
| 5 | アメリカ | 株式 | AMAZON COM INC | 小売 | 15,608 | 69,285 | 1,081,403,192 | 73,642 | 1,149,410,516 | 0.95 |
| 6 | アメリカ | 株式 | GENERAL ELECTRIC CO | 資本財 | 365,002 | 3,124 | 1,140,393,122 | 3,144 | 1,147,529,970 | 0.94 |
| 7 | アメリカ | 株式 | FACEBOOK INC-A | ソフトウェア・サービス | 89,952 | 10,862 | 977,074,070 | 11,748 | 1,056,774,590 | 0.87 |
| 8 | アメリカ | 株式 | AT & T INC | 電気通信サービス | 241,013 | 3,455 | 832,624,887 | 4,378 | 1,055,104,638 | 0.87 |
| 9 | スイス | 株式 | NESTLE SA-REG | 食品・飲料・タバコ | 124,916 | 8,027 | 1,002,744,202 | 7,854 | 981,088,077 | 0.81 |
| 10 | アメリカ | 株式 | PROCTER & GAMBLE CO | 家庭用品・パーソナル用 品 | 105,779 | 7,790 | 824,048,768 | 8,635 | 913,420,504 | 0.75 |
| 11 | アメリカ | 株式 | WELLS FARGO COMPANY | 銀行 | 188,597 | 5,700 | 1,075,037,771 | 4,834 | 911,618,056 | 0.75 |
| 12 | アメリカ | 株式 | JPMORGAN CHASE & CO | 銀行 | 144,190 | 6,912 | 996,708,285 | 6,298 | 908,121,885 | 0.75 |

| | | | | | | | | | | |
|----|------|----|-------------------------------------|------------------------|---------|--------|-------------|--------|-------------|-------|
| 13 | アメリカ | 株式 | VERIZON COMMUNICATIONS | 電気通信サービス | 159,384 | 4,655 | 741,871,842 | 5,666 | 903,105,541 | 0.74 |
| 14 | アメリカ | 株式 | PFIZER | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 241,788 | 3,374 | 815,893,996 | 3,603 | 871,132,931 | 0.72 |
| 15 | アメリカ | 株式 | ALPHABET INC-CL C | ソフトウェア・サービス | 12,181 | 77,209 | 940,485,954 | 70,402 | 857,563,839 | 0.71 |
| 16 | アメリカ | 株式 | ALPHABET INC-CL A | ソフトウェア・サービス | 11,412 | 79,443 | 906,608,453 | 71,542 | 816,437,337 | 0.67 |
| 17 | アメリカ | 株式 | CHEVRON CORPORATION | エネルギー | 73,695 | 9,300 | 685,361,782 | 10,643 | 784,332,362 | 0.65 |
| 18 | スイス | 株式 | NOVARTIS AG-REG SHS | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 89,105 | 9,325 | 830,900,783 | 8,379 | 746,640,422 | 0.61 |
| 19 | アメリカ | 株式 | COCA-COLA CO | 食品・飲料・タバコ | 161,807 | 4,441 | 718,514,743 | 4,573 | 739,995,253 | 0.61 |
| 20 | スイス | 株式 | ROCHE HOLDING AG GENUSS | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 27,515 | 28,947 | 796,470,789 | 26,709 | 734,892,466 | 0.60 |
| 21 | アメリカ | 株式 | BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B | 各種金融 | 46,434 | 13,855 | 643,332,543 | 14,626 | 679,123,680 | 0.56 |
| 22 | アメリカ | 株式 | HOME DEPOT | 小売 | 49,639 | 13,866 | 688,299,010 | 13,108 | 650,650,474 | 0.54 |
| 23 | アメリカ | 株式 | MERCK & CO | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 108,460 | 5,553 | 602,280,939 | 5,871 | 636,770,341 | 0.52 |
| 24 | アメリカ | 株式 | COMCAST CORP-CL A | メディア | 95,106 | 6,338 | 602,803,407 | 6,580 | 625,803,699 | 0.52 |
| 25 | アメリカ | 株式 | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I | 食品・飲料・タバコ | 60,651 | 8,996 | 545,640,183 | 10,149 | 615,546,040 | 0.51 |
| 26 | アメリカ | 株式 | INTEL CORP | 半導体・半導体製造装置 | 184,728 | 3,546 | 655,096,953 | 3,286 | 607,000,746 | 0.50 |
| 27 | アメリカ | 株式 | DISNEY (WALT) CO NEW | メディア | 60,586 | 11,848 | 717,824,642 | 9,980 | 604,661,112 | 0.50 |
| 28 | アメリカ | 株式 | PEPSICO INC | 食品・飲料・タバコ | 56,436 | 10,367 | 585,080,669 | 10,612 | 598,903,301 | 0.49 |
| 29 | アメリカ | 株式 | VISA INC-CLASS A SHARES | ソフトウェア・サービス | 74,995 | 8,216 | 616,183,998 | 7,897 | 592,259,018 | 0.49 |
| 30 | アメリカ | 株式 | CISCO SYSTEMS | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 196,682 | 2,812 | 552,971,679 | 2,908 | 571,997,790 | 0.47 |
| | | | | | | | | | 投資比率：合計 | 22.46 |

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 平成28年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|------------------------|---------|
| 株式 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 9.34 |
| | ソフトウェア・サービス | 8.30 |
| | 銀行 | 7.64 |
| | エネルギー | 7.21 |
| | 資本財 | 6.92 |
| | 食品・飲料・タバコ | 6.51 |
| | 素材 | 4.49 |
| | 小売 | 3.83 |
| | ヘルスケア機器・サービス | 3.83 |
| | 保険 | 3.81 |
| | 公益事業 | 3.61 |
| | 各種金融 | 3.53 |
| | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 3.35 |

| | | |
|------|--------------|-------|
| | 電気通信サービス | 3.31 |
| | メディア | 2.71 |
| | 家庭用品・パーソナル用品 | 2.30 |
| | 食品・生活必需品小売り | 2.12 |
| | 半導体・半導体製造装置 | 2.07 |
| | 運輸 | 1.77 |
| | 消費者サービス | 1.77 |
| | 耐久消費財・アパレル | 1.67 |
| | 自動車・自動車部品 | 1.39 |
| | 商業・専門サービス | 0.89 |
| | 不動産 | 0.65 |
| | 小計 | 93.02 |
| 投資証券 | | 2.79 |
| 合計 | | 95.81 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

(注2) 平成28年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

| 資産の種類 | 資産の名称 | 取引所等 | 買建 / 売建 | 通貨 | 数量 | 簿価金額 (現地通貨) | 評価金額 (現地通貨) | 評価金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|---------------|--------------------|---------------|------------|-----|----------------|----------------|---------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | MINI S&P 500 | シカゴ商業取引所 | 買建 | アメリカ・ドル | 461 | 47,906,808.14 | 47,639,740.00 | 4,902,605,643 | 4.04 |
| | EURO STOXX 50 | ユーレックス・ドイツ金融先物取引所 | 買建 | ユーロ | 284 | 8,109,858.72 | 8,005,960.00 | 915,801,764 | 0.75 |
| | FTSE100INDEX | ロンドン国際金融先物オプション取引所 | 買建 | イギリス・ポンド | 69 | 4,210,273.16 | 4,334,925.00 | 599,996,969 | 0.49 |
| | FSMI INDEX | ユーレックス・チューリッヒ取引所 | 買建 | スイス・フラン | 38 | 2,975,613.74 | 3,009,600.00 | 316,218,672 | 0.26 |
| | S&P 60 | モンテリオール取引所 | 買建 | カナダ・ドル | 23 | 3,732,387.99 | 3,737,500.00 | 297,392,875 | 0.24 |
| | SPI 200 | シドニー先物取引所 | 買建 | オーストラリア・ドル | 21 | 2,710,575.00 | 2,673,825.00 | 205,189,330 | 0.17 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額（平成28年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています）の比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 計算期間・月末 | | 純資産総額（円） | | 1口当たりの純資産額（円） | |
|---------|---------------|----------|-------------|---------------|--------|
| 第1期 | (平成14年12月2日) | 分配付： | 80,455,957 | 分配付： | 0.7942 |
| | | 分配落： | 80,455,957 | 分配落： | 0.7942 |
| 第2期 | (平成15年12月1日) | 分配付： | 287,821,863 | 分配付： | 0.8313 |
| | | 分配落： | 287,821,863 | 分配落： | 0.8313 |
| 第3期 | (平成16年11月30日) | 分配付： | 649,202,421 | 分配付： | 0.9062 |
| | | 分配落： | 649,202,421 | 分配落： | 0.9062 |

| | | | | | |
|------|---------------|--------------|----------------------------------|--------------|------------------|
| 第4期 | (平成17年11月30日) | 分配付： 分配落： | 1,403,203,335 1,403,203,335 | 分配付： 分配落： | 1.1486 1.1486 |
| 第5期 | (平成18年11月30日) | 分配付： 分配落： | 2,290,759,537 2,290,759,537 | 分配付： 分配落： | 1.3350 1.3350 |
| 第6期 | (平成19年11月30日) | 分配付： 分配落： | 3,608,807,418 3,608,807,418 | 分配付： 分配落： | 1.4219 1.4219 |
| 第7期 | (平成20年12月 1日) | 分配付： 分配落： | 2,228,712,465 2,228,712,465 | 分配付： 分配落： | 0.6899 0.6899 |
| 第8期 | (平成21年11月30日) | 分配付： 分配落： | 3,638,455,414 3,638,455,414 | 分配付： 分配落： | 0.8381 0.8381 |
| 第9期 | (平成22年11月30日) | 分配付： 分配落： | 4,721,261,763 4,721,261,763 | 分配付： 分配落： | 0.8616 0.8616 |
| 第10期 | (平成23年11月30日) | 分配付： 分配落： | 5,000,529,907 5,000,529,907 | 分配付： 分配落： | 0.7757 0.7757 |
| 第11期 | (平成24年11月30日) | 分配付： 分配落： | 6,815,006,916 6,815,006,916 | 分配付： 分配落： | 0.9687 0.9687 |
| 第12期 | (平成25年12月 2日) | 分配付： 分配落： | 10,584,472,210 10,584,472,210 | 分配付： 分配落： | 1.5129 1.5129 |
| 第13期 | (平成26年12月 1日) | 分配付： 分配落： | 14,374,528,470 14,374,528,470 | 分配付： 分配落： | 1.9179 1.9179 |
| 第14期 | (平成27年11月30日) | 分配付： 分配落： | 15,034,327,672 15,034,327,672 | 分配付： 分配落： | 1.9487 1.9487 |
| | 平成27年 6月末日 | | 15,034,553,660 | | 1.9766 |
| | 7月末日 | | 15,402,898,352 | | 2.0314 |
| | 8月末日 | | 14,146,438,966 | | 1.8689 |
| | 9月末日 | | 13,340,702,846 | | 1.7399 |
| | 10月末日 | | 14,889,647,788 | | 1.9290 |
| | 11月末日 | | 15,034,327,672 | | 1.9487 |
| | 12月末日 | | 14,747,240,107 | | 1.9012 |
| | 平成28年 1月末日 | | 13,548,407,920 | | 1.7312 |
| | 2月末日 | | 13,041,212,588 | | 1.6587 |
| | 3月末日 | | 13,915,041,110 | | 1.7536 |
| | 4月末日 | | 13,863,411,582 | | 1.7448 |
| | 5月末日 | | 14,124,617,901 | | 1.7627 |
| | 6月末日 | | 12,823,122,350 | | 1.5934 |

【分配の推移】

| | 計算期間 | 一口当たりの分配金 |
|-----|------------------------------|-----------|
| 第1期 | 自平成14年 1月 3日 至平成14年12月 2日 | 0.0000円 |
| 第2期 | 自平成14年12月 3日 至平成15年12月 1日 | 0.0000円 |
| 第3期 | 自平成15年12月 2日 至平成16年11月30日 | 0.0000円 |
| 第4期 | 自平成16年12月 1日 至平成17年11月30日 | 0.0000円 |
| 第5期 | 自平成17年12月 1日 至平成18年11月30日 | 0.0000円 |

| | | |
|------|------------------------------|---------|
| 第6期 | 自平成18年12月 1日 至平成19年11月30日 | 0.0000円 |
| 第7期 | 自平成19年12月 1日 至平成20年12月 1日 | 0.0000円 |
| 第8期 | 自平成20年12月 2日 至平成21年11月30日 | 0.0000円 |
| 第9期 | 自平成21年12月 1日 至平成22年11月30日 | 0.0000円 |
| 第10期 | 自平成22年12月 1日 至平成23年11月30日 | 0.0000円 |
| 第11期 | 自平成23年12月 1日 至平成24年11月30日 | 0.0000円 |
| 第12期 | 自平成24年12月 1日 至平成25年12月 2日 | 0.0000円 |
| 第13期 | 自平成25年12月 3日 至平成26年12月 1日 | 0.0000円 |
| 第14期 | 自平成26年12月 2日 至平成27年11月30日 | 0.0000円 |

【収益率の推移】

| | 計算期間 | 収益率 |
|------|------------------------------|-------|
| 第1期 | 自平成14年 1月31日 至平成14年12月 2日 | 20.6% |
| 第2期 | 自平成14年12月 3日 至平成15年12月 1日 | 4.7% |
| 第3期 | 自平成15年12月 2日 至平成16年11月30日 | 9.0% |
| 第4期 | 自平成16年12月 1日 至平成17年11月30日 | 26.7% |
| 第5期 | 自平成17年12月 1日 至平成18年11月30日 | 16.2% |
| 第6期 | 自平成18年12月 1日 至平成19年11月30日 | 6.5% |
| 第7期 | 自平成19年12月 1日 至平成20年12月 1日 | 51.5% |
| 第8期 | 自平成20年12月 2日 至平成21年11月30日 | 21.5% |
| 第9期 | 自平成21年12月 1日 至平成22年11月30日 | 2.8% |
| 第10期 | 自平成22年12月 1日 至平成23年11月30日 | 10.0% |
| 第11期 | 自平成23年12月 1日 至平成24年11月30日 | 24.9% |
| 第12期 | 自平成24年12月 1日 至平成25年12月 2日 | 56.2% |
| 第13期 | 自平成25年12月 3日 至平成26年12月 1日 | 26.8% |
| 第14期 | 自平成26年12月 2日 至平成27年11月30日 | 1.6% |

| | | |
|--|------------------------------|-------|
| | 自平成27年12月 1日 至平成28年 6月30日 | 18.2% |
|--|------------------------------|-------|

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 計算期間 | | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済口数（口） |
|------|------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1期 | 自平成14年 1月31日 至平成14年12月 2日 | 101,641,140 | 337,866 | 101,303,274 |
| 第2期 | 自平成14年12月 3日 至平成15年12月 1日 | 265,465,933 | 20,547,313 | 346,221,894 |
| 第3期 | 自平成15年12月 2日 至平成16年11月30日 | 416,780,688 | 46,621,949 | 716,380,633 |
| 第4期 | 自平成16年12月 1日 至平成17年11月30日 | 678,864,655 | 173,600,695 | 1,221,644,593 |
| 第5期 | 自平成17年12月 1日 至平成18年11月30日 | 773,218,555 | 278,884,535 | 1,715,978,613 |
| 第6期 | 自平成18年12月 1日 至平成19年11月30日 | 1,377,675,739 | 555,550,397 | 2,538,103,955 |
| 第7期 | 自平成19年12月 1日 至平成20年12月 1日 | 1,272,439,112 | 580,211,470 | 3,230,331,597 |
| 第8期 | 自平成20年12月 2日 至平成21年11月30日 | 1,562,236,394 | 451,257,057 | 4,341,310,934 |
| 第9期 | 自平成21年12月 1日 至平成22年11月30日 | 1,846,986,111 | 708,894,598 | 5,479,402,447 |
| 第10期 | 自平成22年12月 1日 至平成23年11月30日 | 1,838,179,052 | 870,708,190 | 6,446,873,309 |
| 第11期 | 自平成23年12月 1日 至平成24年11月30日 | 1,505,213,908 | 916,880,466 | 7,035,206,751 |
| 第12期 | 自平成24年12月 1日 至平成25年12月 2日 | 1,745,448,418 | 1,784,312,060 | 6,996,343,109 |
| 第13期 | 自平成25年12月 3日 至平成26年12月 1日 | 1,903,307,914 | 1,404,838,685 | 7,494,812,338 |
| 第14期 | 自平成26年12月 2日 至平成27年11月30日 | 1,785,630,302 | 1,565,324,439 | 7,715,118,201 |
| | 自平成27年12月 1日 至平成28年 6月30日 | 887,894,080 | 555,216,724 | 8,047,795,557 |

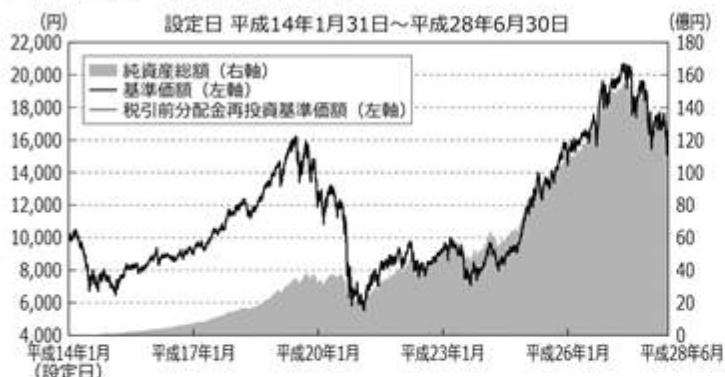
(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

（参考情報）運用実績

基準価額・純資産の推移

（平成28年6月30日現在）



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

<基準価額・純資産総額>

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 15,934円 |
| 純資産総額 | 128.2億円 |

分配の推移

| 計算期間 | 分配金 |
|-------------------|-----|
| 第10期（平成23年11月30日） | 0円 |
| 第11期（平成24年11月30日） | 0円 |
| 第12期（平成25年12月2日） | 0円 |
| 第13期（平成26年12月1日） | 0円 |
| 第14期（平成27年11月30日） | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

<銘柄別投資比率>

| 国/地域名 | 種類 | 銘柄名 | 投資比率 | |
|-------|------|-----|-------------------------|-------|
| 1 | アメリカ | 株式 | APPLE INC | 1.74% |
| 2 | アメリカ | 株式 | EXXON MOBIL CORPORATION | 1.27% |
| 3 | アメリカ | 株式 | MICROSOFT CORP | 1.26% |
| 4 | アメリカ | 株式 | JOHNSON & JOHNSON | 1.09% |
| 5 | アメリカ | 株式 | AMAZON COM INC | 0.95% |
| 6 | アメリカ | 株式 | GENERAL ELECTRIC CO | 0.94% |
| 7 | アメリカ | 株式 | FACEBOOK INC-A | 0.87% |
| 8 | アメリカ | 株式 | AT & T INC | 0.87% |
| 9 | スイス | 株式 | NESTLE SA-REG | 0.81% |
| 10 | アメリカ | 株式 | PROCTER & GAMBLE CO | 0.75% |

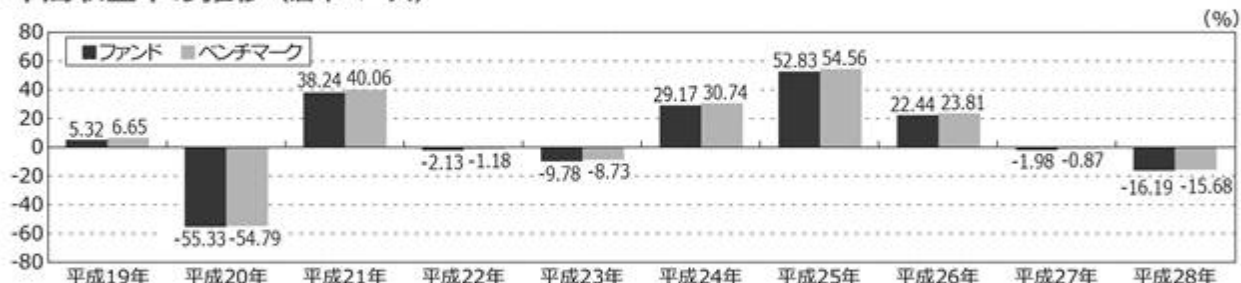
(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

<業種別投資比率>

| | 業種 | 投資比率 |
|----|------------------------|-------|
| 1 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 9.34% |
| 2 | ソフトウェア・サービス | 8.30% |
| 3 | 銀行 | 7.64% |
| 4 | エネルギー | 7.21% |
| 5 | 資本財 | 6.92% |
| 6 | 食品・飲料・タバコ | 6.51% |
| 7 | 素材 | 4.49% |
| 8 | 小売 | 3.83% |
| 9 | ヘルスケア機器・サービス | 3.83% |
| 10 | 保険 | 3.81% |

(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10業種について記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※平成28年のファンドとベンチマークの収益率は6月末までで算出しております。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

1) 基準価額の算出方法

<略>

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|--------|---|
| 投資信託証券 | <略> |
| 株式 | 原則として、基準価額計算日-の取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。 |
| 外貨建資産 | <略> |

2) <略>

3) 基準価額の公表

<略>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

<訂正後>

1) 基準価額の算出方法

<略>

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|--------|-----------------------------|
| 投資信託証券 | <略> |
| 株式 | 原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。 |
| 外貨建資産 | <略> |

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の終値等で評価します。

2) <略>

3) 基準価額の公表

<略>

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

(1) <略>

(2) <略>

<訂正後>

(1) < 略 >

(2) < 略 >

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成27年12月1日から平成28年5月31日まで)の中間財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

末尾に「中間財務諸表」を追加します。

< 末尾追加 >

【中間財務諸表】

ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 前計算期間末 (平成27年11月30日現在) | 当中間計算期間末 (平成28年 5月31日現在) |
|-----------------|---------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | - | 28,089,407 |
| コール・ローン | 81,793,553 | 57,820,168 |
| 親投資信託受益証券 | 15,033,816,315 | 14,123,314,420 |
| 未収入金 | 3,200,000 | - |
| 未収利息 | 22 | - |
| 流動資産合計 | 15,118,809,890 | 14,209,223,995 |
| 資産合計 | 15,118,809,890 | 14,209,223,995 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 6,688,983 | 12,398,526 |
| 未払受託者報酬 | 7,961,400 | 7,373,018 |
| 未払委託者報酬 | 67,671,835 | 62,670,560 |
| 未払利息 | - | 167 |
| その他未払費用 | 2,160,000 | 2,163,823 |
| 流動負債合計 | 84,482,218 | 84,606,094 |
| 負債合計 | 84,482,218 | 84,606,094 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 7,715,118,201 | 1 8,013,009,347 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 7,319,209,471 | 6,111,608,554 |
| (分配準備積立金) | 4,832,179,557 | 4,573,546,272 |
| 元本等合計 | 15,034,327,672 | 14,124,617,901 |
| 純資産合計 | 15,034,327,672 | 14,124,617,901 |
| 負債純資産合計 | 15,118,809,890 | 14,209,223,995 |

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 前中間計算期間 自 平成26年12月 2日 至 平成27年 6月 1日 | 当中間計算期間 自 平成27年12月 1日 至 平成28年 5月31日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 2,846 | 465 |
| 有価証券売買等損益 | 1,080,921,259 | 1,359,201,895 |
| 営業収益合計 | 1,080,924,105 | 1,359,201,430 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | - | 5,612 |
| 受託者報酬 | 7,933,546 | 7,373,018 |
| 委託者報酬 | 67,435,086 | 62,670,560 |
| その他費用 | 2,160,000 | 2,163,823 |
| 営業費用合計 | 77,528,632 | 72,213,013 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 1,003,395,473 | 1,431,414,443 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 1,003,395,473 | 1,431,414,443 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 1,003,395,473 | 1,431,414,443 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 19,118,695 | 87,361,136 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 6,879,716,132 | 7,319,209,471 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 873,851,226 | 543,870,281 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 873,851,226 | 543,870,281 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 802,247,182 | 407,417,891 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 802,247,182 | 407,417,891 |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 7,935,596,954 | 6,111,608,554 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
|-------------------|--|

(中間貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 前計算期間末 (平成27年11月30日現在) | 当中間計算期間末 (平成28年 5月31日現在) |
|-----------|---------------------------|-----------------------------|
| 1 期首元本額 | 7,494,812,338円 | 7,715,118,201円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,785,630,302円 | 732,976,218円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,565,324,439円 | 435,085,072円 |
| 2 受益権の総数 | 7,715,118,201口 | 8,013,009,347口 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 前計算期間末 (平成27年11月30日現在) | 当中間計算期間末 (平成28年 5月31日現在) |
|-------------------------|---|---|
| 1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。 | 中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。 |
| 2 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。</p> | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p> |

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |
|---------------------------|---|----|

（有価証券関係に関する注記）
該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

| | 前計算期間末 （平成27年11月30日現在） | 当中間計算期間末 （平成28年 5月31日現在） |
|---------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額） | 1.9487円 （19,487円） | 1.7627円 （17,627円） |

<参考>

当ファンドは「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

| 区 分 | 注記 番号 | （平成27年11月30日現在） | （平成28年 5月31日現在） |
|----------|----------|-----------------|-----------------|
| | | 金 額 | 金 額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 1,007,785,671 | 935,748,450 |
| 金銭信託 | | | 1,668,496,476 |
| コール・ローン | | 2,435,130,931 | 3,434,488,542 |
| 株式 | | 148,751,362,718 | 125,455,443,110 |
| 投資証券 | | 3,825,661,059 | 3,531,826,388 |
| 派生商品評価勘定 | | 261,102,882 | 358,666,598 |
| 未収入金 | | 47,832,016 | 648,778,686 |
| 未収配当金 | | 317,899,215 | 318,583,172 |
| 未収利息 | | 667 | |
| 差入委託証拠金 | | 1,460,448,413 | 1,430,552,226 |
| 流動資産合計 | | 158,107,223,572 | 137,782,583,648 |
| 資産合計 | | 158,107,223,572 | 137,782,583,648 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |

| | | | |
|-------------|---|-----------------|-----------------|
| 派生商品評価勘定 | | 23,269,188 | 10,974,256 |
| 未払金 | | | 696,218,213 |
| 未払解約金 | | 560,068,000 | 195,380,000 |
| 未払利息 | | | 9,960 |
| その他未払費用 | | | 302,255 |
| 流動負債合計 | | 583,337,188 | 902,884,684 |
| 負債合計 | | 583,337,188 | 902,884,684 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 72,527,403,859 | 69,311,959,360 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | | 84,996,482,525 | 67,567,739,604 |
| 元本等合計 | | 157,523,886,384 | 136,879,698,964 |
| 純資産合計 | | 157,523,886,384 | 136,879,698,964 |
| 負債純資産合計 | | 158,107,223,572 | 137,782,583,648 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式、投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> |
| 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>先物取引</p> <p>外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3 収益及び費用の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |
|---------------------------|---|

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | (平成27年11月30日現在) | (平成28年 5月31日現在) |
|--|-----------------|-----------------|
| 1 期首元本額 | 88,058,631,181円 | 72,527,403,859円 |
| 期中追加設定元本額 | 20,333,036,117円 | 10,765,776,554円 |
| 期中一部解約元本額 | 35,864,263,439円 | 13,981,221,053円 |
| 元本の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン | 7,502,843,210円 | 7,375,619,919円 |
| ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン | 6,921,965,245円 | 7,151,769,506円 |
| ステート・ストリートDCグローバル株式インデックス・オープン | 37,712,726円 | 38,047,962円 |
| AMC / ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン(ステイブル) | 336,213,712円 | 345,776,604円 |
| 外国株式インデックス・ファンドVA1 (適格機関投資家専用) | 2,798,433,018円 | 2,866,362,429円 |
| 外国株式インデックス・ファンドVA2 (適格機関投資家専用) | 282,896,379円 | 231,180,346円 |
| バランスファンドVA30A < 適格機関投資家限定 > | 17,429,629円 | 14,192,781円 |
| バランスファンドVA30B < 適格機関投資家限定 > | 2,196,140,751円 | 1,520,559,230円 |
| バランスファンドVA40A < 適格機関投資家限定 > | 357,980円 | 375,024円 |
| バランスファンドVA40B < 適格機関投資家限定 > | 28,573,351円 | 27,835,388円 |
| バランスファンドVA50A < 適格機関投資家限定 > | 16,701,233円 | 14,566,516円 |
| バランスファンドVA50B < 適格機関投資家限定 > | 13,234,435,355円 | 12,807,338,821円 |
| バランスファンドVA50C < 適格機関投資家限定 > | 24,913,893円 | 15,056,352円 |

| | | |
|--|-----------------|----------------|
| バランスファンドVA25A < 適格機関投資家限定 > | 1,880,829,778円 | 1,701,621,178円 |
| バランスファンドVA37.5A < 適格機関投資家限定 > | 1,230,080,975円 | 1,223,130,263円 |
| バランスファンドVA75A < 適格機関投資家限定 > | 134,110,960円 | 119,904,154円 |
| 4資産バランス20VA < 適格機関投資家限定 > | 179,030,549円 | 143,243,954円 |
| 4資産バランス40VA < 適格機関投資家限定 > | 1,915,859,074円 | 1,072,678,451円 |
| 4資産バランス30VA < 適格機関投資家限定 > | 529,830,305円 | 360,097,549円 |
| バランスファンドVA35A < 適格機関投資家限定 > | 2,967,833,518円 | 2,856,558,601円 |
| バランスファンドVA40C < 適格機関投資家限定 > | 400,396,253円 | 401,442,840円 |
| 世界4資産バランスVA45 < 適格機関投資家限定 > | 1,593,013,673円 | 1,613,374,073円 |
| グローバル4資産30VA < 適格機関投資家限定 > | 52,704,753円 | 54,627,298円 |
| グローバル4資産45VA < 適格機関投資家限定 > | 55,655,020円 | 58,319,854円 |
| 4資産バランス30VA2 < 適格機関投資家限定 > | 33,203,843円 | 25,486,872円 |
| バランスファンドVA25B < 適格機関投資家限定 > | 417,358,879円 | 442,040,700円 |
| バランスファンドVA20A < 適格機関投資家限定 > | 4,540,789円 | 2,668,011円 |
| バランスファンドVA35B < 適格機関投資家限定 > | 6,831,736円 | 7,326,848円 |
| バランスファンドVA50D < 適格機関投資家限定 > | 116,183円 | 円 |
| バランスファンドVA10A < 適格機関投資家限定 > | 53,907,361円 | 58,243,425円 |
| 外国株式インデックス・ファンドVA3 < 適格機関投資家限定 > | 10,585,303,564円 | 9,595,203,216円 |
| 4資産インデックスバランスVA20 < 適格機関投資家限定 > | 407,959,954円 | 406,936,304円 |
| 4資産インデックスバランスVA50 < 適格機関投資家限定 > | 53,855,622円 | 47,860,445円 |
| Tadリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル）年金 < 適格機関投資家限定 > | 361,592,348円 | 191,807,221円 |
| Tadリスクバジェット型マルチ配分戦略ファンド（ステイブル） < 適格機関投資家限定 > | 78,594,997円 | 53,424,191円 |
| ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン | 円 | 5,300,908円 |
| ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン（為替ヘッジあり） | 円 | 5,300,908円 |

| | | |
|---------------------------------------|--|--|
| ワールドエクイティ・ファンドV L <適格機関投資家限定> 計 | 16,186,177,243円 72,527,403,859円 | 16,456,681,218円 69,311,959,360円 |
| 2 受益権の総数 | 72,527,403,859口 | 69,311,959,360口 |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当する事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | （平成27年11月30日現在） | （平成28年 5月31日現在） |
|-----------------------|--|---|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p> | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p> |

| | | |
|---------------------------|--|----|
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> | 同左 |
|---------------------------|--|----|

（有価証券関係に関する注記）
該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

| 区 分 | 種 類 | （平成27年11月30日現在） | | | |
|------|----------------|-----------------|-------|---------------|-------------|
| | | 契 約 額 等 | | 時 価 | 評 価 損 益 |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | | | | |
| | MINI S&P 500 | 2,933,819,763 | | 3,105,846,368 | 172,026,605 |
| | S&P 60 | 188,830,664 | | 186,818,351 | 2,012,313 |
| | SPI 200 | 167,843,966 | | 172,065,315 | 4,221,349 |
| | FTSE100INDEX | 432,863,298 | | 447,544,240 | 14,680,942 |
| | FSMI INDEX | 194,613,882 | | 203,893,911 | 9,280,029 |
| | EURO STOXX 50 | 571,315,655 | | 625,169,587 | 53,853,932 |
| | 合 計 | 4,489,287,228 | | 4,741,337,772 | 252,050,544 |

（単位：円）

| 区 分 | 種 類 | （平成28年 5月31日現在） | | | |
|------|----------------|-----------------|-------|---------------|-------------|
| | | 契 約 額 等 | | 時 価 | 評 価 損 益 |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 | 株価指数先物取引 買建 | | | | |
| | MINI S&P 500 | 5,033,519,823 | | 5,188,640,503 | 155,120,680 |
| | S&P 60 | 311,293,835 | | 321,866,195 | 10,572,360 |
| | SPI 200 | 294,440,016 | | 313,189,734 | 18,749,718 |
| | FTSE100INDEX | 668,573,244 | | 681,415,259 | 12,842,015 |
| | FSMI INDEX | 309,790,721 | | 324,384,872 | 14,594,151 |
| | EURO STOXX 50 | 1,016,448,571 | | 1,043,845,881 | 27,397,310 |

| | | | | |
|-----|---------------|--|---------------|-------------|
| 合 計 | 7,634,066,210 | | 7,873,342,444 | 239,276,234 |
|-----|---------------|--|---------------|-------------|

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

| 区 分 | 種 類 | (平成27年11月30日現在) | | | |
|-------------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|-----------|
| | | 契 約 額 等 | | 時 価 | 評 価 損 益 |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 以外の取 引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | アメリカ・ドル | 2,255,908,757 | | 2,248,409,780 | 7,498,977 |
| | カナダ・ドル | 138,655,316 | | 137,166,250 | 1,489,066 |
| | オーストラリア・ドル | 108,173,352 | | 109,509,320 | 1,335,968 |
| | イギリス・ポンド | 290,720,588 | | 287,682,270 | 3,038,318 |
| | ユーロ | 391,093,730 | | 383,635,980 | 7,457,750 |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカ・ドル | 1,036,655,981 | | 1,035,810,490 | 845,491 |
| | カナダ・ドル | 44,881,700 | | 44,682,250 | 199,450 |
| | オーストラリア・ドル | 65,204,162 | | 65,406,290 | 202,128 |
| | イギリス・ポンド | 150,998,520 | | 149,469,300 | 1,529,220 |
| | ユーロ | 195,195,430 | | 193,636,170 | 1,559,260 |
| 合 計 | 4,677,487,536 | | 4,655,408,100 | 14,216,850 | |

(単位：円)

| 区 分 | 種 類 | (平成28年 5月31日現在) | | | |
|-------------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|------------|
| | | 契 約 額 等 | | 時 価 | 評 価 損 益 |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引 以外の取 引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | アメリカ・ドル | 4,368,979,345 | | 4,464,501,300 | 95,521,955 |
| | カナダ・ドル | 260,662,916 | | 264,605,000 | 3,942,084 |
| | オーストラリア・ドル | 173,957,095 | | 175,152,960 | 1,195,865 |
| | イギリス・ポンド | 432,633,924 | | 449,564,600 | 16,930,676 |
| | ユーロ | 388,614,793 | | 389,713,280 | 1,098,487 |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカ・ドル | 447,629,638 | | 455,150,040 | 7,520,402 |
| | カナダ・ドル | 27,062,620 | | 27,370,000 | 307,380 |
| | オーストラリア・ドル | 23,383,703 | | 23,688,720 | 305,017 |
| | イギリス・ポンド | 62,004,240 | | 62,945,550 | 941,310 |
| | ユーロ | 126,273,990 | | 127,472,840 | 1,198,850 |
| 合 計 | 6,311,202,264 | | 6,440,164,290 | 108,416,108 | |

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | (平成27年11月30日現在) | (平成28年 5月31日現在) |
|--------------|-----------------|-----------------|
| 1口当たり純資産額 | 2,1719円 | 1,9748円 |
| (1万口当たり純資産額) | (21,719円) | (19,748円) |

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成28年6月30日現在)

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 12,877,755,609円 |
| 負債総額 | 54,633,259円 |
| 純資産総額(-) | 12,823,122,350円 |
| 発行済口数 | 8,047,795,557口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.5934円 |

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国株式インデックス・オープン・マザーファンド）

(平成28年6月30日現在)

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 122,288,626,159円 |
| 負債総額 | 816,246,561円 |
| 純資産総額(-) | 121,472,379,598円 |
| 発行済口数 | 67,992,175,299口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.7866円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成28年6月30日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成28年6月30日現在)。

発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成28年6月30日現在)。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成28年6月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計122本であり、その純資産総額は1,200,941百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| 期 別 科 目 | 前事業年度 (平成27年3月31日現在) | | | 当事業年度 (平成28年3月31日現在) | | |
|------------|-------------------------|------------|-------|-------------------------|-------|---|
| | 金 額 | 構成比 | | 金 額 | 構成比 | |
| (資産の部) | | | % | | | % |
| 流動資産 | | | | | | |
| 預金 | 8,366,245 | | | 6,002,331 | | |
| 有価証券 | 38,658 | | | 6,448 | | |
| 差入保証金 | 61,568 | | | - | | |
| 前払金 | 34,267 | | | 94,019 | | |
| 前払費用 | 16,572 | | | 19,057 | | |
| 未収入金 | 631,179 | | | 527,437 | | |
| 未収委託者報酬 | 620,043 | | | 544,116 | | |
| 未収収益 | 20,425 | | | 28,476 | | |
| 繰延税金資産 | 89,899 | | | 969,336 | | |
| 流動資産計 | 9,878,861 | 97.4 | | 8,191,223 | 74.4 | |
| 固定資産 | | | | | | |
| 有形固定資産 | 153,132 | | | 130,133 | | |
| 建物附属設備 | 1 | - | | 103,983 | | |
| 器具備品 | 1 | 302 | | 22,098 | | |
| リース資産 | 1 | 6,365 | | 4,051 | | |
| 建設仮勘定 | | 146,463 | | - | | |
| 無形固定資産 | | 804 | | 201 | | |
| ソフトウェア | 2 | 804 | | 201 | | |
| 投資その他の資産 | | 108,598 | | 2,686,381 | | |
| 長期差入保証金 | | 80,034 | | 75,114 | | |
| 繰延税金資産 | | 23,714 | | 2,606,416 | | |
| その他投資 | | 4,850 | | 4,850 | | |
| 固定資産計 | | 262,535 | 2.6 | 2,816,715 | 25.6 | |
| 資産合計 | | 10,141,396 | 100.0 | 11,007,938 | 100.0 | |

(単位：千円)

| 期 別 科 目 | 前事業年度 (平成27年3月31日現在) | | | 当事業年度 (平成28年3月31日現在) | | |
|------------|-------------------------|---------|---|-------------------------|-----|---|
| | 金 額 | 構成比 | | 金 額 | 構成比 | |
| (負債の部) | | | % | | | % |
| 流動負債 | | | | | | |
| 預り金 | | 35,845 | | 59,514 | | |
| 未払金 | | 560,375 | | 586,597 | | |
| 未払手数料 | 135,048 | | | 112,932 | | |
| その他未払金 | 425,326 | | | 473,664 | | |
| 未払費用 | | 11,999 | | 1,560 | | |
| 未払法人税等 | | 154,604 | | 3,917,946 | | |
| 未払消費税等 | | 89,514 | | 39,613 | | |
| 賞与引当金 | | 53,368 | | 58,531 | | |

| | | | | | | |
|----------|-----------|------------|-------|-----------|------------|-------|
| リース債務 | | - | | | 1,861 | |
| 流動負債計 | | 905,707 | 8.9 | | 4,665,626 | 42.4 |
| 固定負債 | | | | | | |
| 退職給付引当金 | | 58,673 | | | 73,140 | |
| 長期リース債務 | | 6,502 | | | 2,834 | |
| 固定負債計 | | 65,175 | 0.6 | | 75,974 | 0.7 |
| 負債合計 | | 970,883 | 9.6 | | 4,741,600 | 43.1 |
| (純資産の部) | | | % | | | % |
| 株主資本 | | 9,170,513 | 90.4 | | 6,266,337 | 56.9 |
| 資本金 | 310,000 | | | 310,000 | | |
| 利益剰余金 | | | | | | |
| 利益準備金 | 77,500 | | | 77,500 | | |
| その他利益剰余金 | | | | | | |
| 別途積立金 | 31,620 | | | 31,620 | | |
| 繰越利益剰余金 | 8,751,393 | | | 5,847,217 | | |
| 純資産合計 | | 9,170,513 | 90.4 | | 6,266,337 | 56.9 |
| 負債・純資産合計 | | 10,141,396 | 100.0 | | 11,007,938 | 100.0 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| 期 別 | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|---------|---------------------------|-------|---------------------------|-------|
| | 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 | | 自平成27年4月1日 至平成28年3月31日 | |
| 科 目 | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| 営業収益 | | % | | % |
| 委託者報酬 | 2,546,857 | | 2,509,890 | |
| 投資顧問収入 | 1,644,728 | | 1,578,998 | |
| その他営業収益 | 37,200 | | 155,119 | |
| 営業収益計 | 4,228,786 | 100.0 | 4,244,008 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 590,805 | | 559,139 | |
| 広告宣伝費 | 16,509 | | 16,680 | |
| 公告費 | 1,190 | | 1,190 | |
| 調査費 | 379,903 | | 410,480 | |
| 調査費 | 257,107 | | 265,829 | |
| 委託調査費 | 120,214 | | 142,735 | |
| 図書費 | 2,581 | | 1,915 | |
| 委託計算費 | 166,328 | | 151,283 | |
| 営業雑経費 | 36,320 | | 42,905 | |
| 通信費 | 5,792 | | 4,838 | |
| 印刷費 | 7,774 | | 11,461 | |
| 協会費 | 10,010 | | 10,719 | |
| 諸会費 | 2,763 | | 4,744 | |
| その他 | 9,978 | | 11,140 | |
| 営業費用計 | 1,191,058 | 28.2 | 1,181,679 | 27.8 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | 1,319,517 | | 1,209,889 | |

| | | | | | | |
|--------------|---------|-----------|------|---------|-----------|------|
| 役員報酬 | 337,945 | | | 289,386 | | |
| 給料・手当 | 689,216 | | | 689,687 | | |
| 賞与 | 257,155 | | | 187,055 | | |
| 賞与引当金繰入額 | 35,199 | | | 43,760 | | |
| 交際費 | | 3,610 | | | 2,655 | |
| 旅費交通費 | | 32,522 | | | 27,724 | |
| 租税公課 | | 17,227 | | | 99,542 | |
| 不動産賃借料 | | 126,366 | | | 85,870 | |
| 退職給付費用 | | 57,683 | | | 80,570 | |
| 固定資産減価償却費 | | 16,581 | | | 25,224 | |
| 福利厚生費 | | 80,872 | | | 84,742 | |
| 事務手数料 | 1 | 84,588 | | | 522,979 | |
| 諸経費 | | 183,190 | | | 148,610 | |
| 一般管理費計 | | 1,922,160 | 45.5 | | 2,287,811 | 53.9 |
| 営業利益 | | 1,115,567 | 26.4 | | 774,517 | 18.2 |
| 営業外収益 | | | | | | |
| 受取利息 | | 0 | | | 0 | |
| 有価証券運用益 | | 678 | | | - | |
| 雑収入 | | 3,846 | | | 278 | |
| 営業外収益計 | | 4,525 | 0.1 | | 278 | 0.0 |
| 営業外費用 | | | | | | |
| 支払利息 | | 201 | | | 174 | |
| 為替差損 | | 2,420 | | | 2,081 | |
| 有価証券運用損 | | - | | | 1,242 | |
| 雑損失 | | 500 | | | 360 | |
| 営業外費用計 | | 3,122 | 0.1 | | 3,858 | 0.1 |
| 経常利益 | | 1,116,969 | 26.4 | | 770,936 | 18.2 |
| 特別損失 | | | | | | |
| 固定資産減損損失 | 2 | 95,541 | | | - | |
| 固定資産除却損失 | | 3,268 | | | - | |
| 事業再構築費用 | | - | | | 101,509 | |
| 事務処理損失 | | 15,453 | | | 173 | |
| 特別損失計 | | 114,263 | 2.7 | | 101,682 | 2.4 |
| 税引前当期純利益 | | 1,002,706 | 23.7 | | 669,254 | 15.8 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 426,689 | 10.1 | | 4,035,569 | 95.1 |
| 法人税等調整額 | | 8,861 | 0.2 | | 3,462,138 | 81.6 |
| 当期純利益 | | 567,156 | 13.4 | | 95,824 | 2.3 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 株主資本 合計 | 純資産合計 |
|-------|---------|-----------|-------------|-----------|--------------|-------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 資本 準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 | | | | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 8,184,237 | 8,293,357 | 8,603,357 | 8,603,357 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 567,156 | 567,156 | 567,156 | 567,156 |

| | | | | | | | | | |
|---------|---------|---|---|--------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 567,156 | 567,156 | 567,156 | 567,156 |
| 当期末残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 8,751,393 | 8,860,513 | 9,170,513 | 9,170,513 |

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | 純資産合計 | |
|---------|---------|-------|---------|--------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 8,751,393 | 8,860,513 | 9,170,513 | 9,170,513 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | - | 3,000,000 | 3,000,000 | 3,000,000 | 3,000,000 | |
| 当期純利益 | - | - | - | - | - | 95,824 | 95,824 | 95,824 | 95,824 | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,904,175 | 2,904,175 | 2,904,175 | 2,904,175 | |
| 当期末残高 | 310,000 | - | - | 77,500 | 31,620 | 5,847,217 | 5,956,337 | 6,266,337 | 6,266,337 | |

[重要な会計方針]

| | |
|--------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 2. 固定資産の減価償却方法 | (1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～10年 器具備品 3～7年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

| | |
|---------------------------|--|
| 4. 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p> |
| 5. その他 財務諸表作成のための重要な事項 | <p>消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> |

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

| 前事業年度 (平成27年3月31日現在) | 当事業年度 (平成28年3月31日現在) |
|---|--|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 - 器具備品 11,634千円 リース資産 578千円 | 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 16,731千円 器具備品 17,133千円 リース資産 2,893千円 |
| 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 10,720千円 | 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 11,323千円 |
| 関係会社に係る注記 該当事項はありません。 | 関係会社に係る注記 同左 |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 | 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 | | | | | | | | |
|---|--|--------|--------------|--------------|-------|-----|--------|--------|---|
| 1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額24,014千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額68,801千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。 | 1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額141,249千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額519,485千円は、損益計算書の事務手数料に含まれております。 | | | | | | | | |
| 2. 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。 <table border="1" data-bbox="145 1350 746 1456"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都港区</td> <td>旧本社</td> <td>建物附属設備</td> <td>95,541</td> </tr> </tbody> </table> <p>旧本社については、本社移転の意思決定に伴い、移転予定日以降、将来の使用が見込まれなくなったため、建物に付帯する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額の算定は、使用価値によっており、減損損失の認定時点から移転予定時までの減価償却費相当額を使用価値としております。</p> | 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 (千円) | 東京都港区 | 旧本社 | 建物附属設備 | 95,541 | - |
| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 (千円) | | | | | | |
| 東京都港区 | 旧本社 | 建物附属設備 | 95,541 | | | | | | |
| 関係会社に係る注記 該当事項はありません。 | 関係会社に係る注記 同左 | | | | | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| | 当事業年度期首 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当事業年度末 |
|-------|---------|---------|---------|--------|
| 発行済株式 | 6,200株 | - | - | 6,200株 |

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

| | 当事業年度期首 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当事業年度末 |
|-------|---------|---------|---------|--------|
| 発行済株式 | 6,200株 | - | - | 6,200株 |

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株あたりの配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成28年3月24日 取締役会 | 普通株式 | 3,000,000千円 | 483,870.96円 | 平成27年9月30日 | 平成28年3月25日 |

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの。
該当ありません。

（リース取引関係）

| 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 | 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 |
|---|---------------------------------------|
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引 | 同左 |
| リース資産の内容 社用車両であります。 | |
| リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減却償却方法」に記載の通りであります。 | |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成27年3月31日現在

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------|-----------|-----------|----|
| (1)預金 | 8,366,245 | 8,366,245 | |

| | | | |
|------------|---------|---------|--------|
| (2)未収委託者報酬 | 620,043 | 620,043 | |
| (3)未収入金 | 631,179 | 631,179 | |
| (4)長期差入保証金 | 80,034 | 35,636 | 44,398 |
| (5)未払手数料 | 135,048 | 135,048 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(5)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

平成28年3月31日現在

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|-----------|-----------|--------|
| (1)預金 | 6,002,331 | 6,002,331 | |
| (2)未収委託者報酬 | 544,116 | 544,116 | |
| (3)未収入金 | 527,437 | 527,437 | |
| (4)長期差入保証金 | 75,114 | 45,594 | 29,520 |
| (5)未払手数料 | 112,932 | 112,932 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(5)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

原状回復費見積り額を控除した将来のキャッシュフローを賃貸借契約終了期日までの期間および信用リスクなどを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

(有価証券関係)

| 前事業年度 (平成27年3月31日現在) | | 当事業年度 (平成28年3月31日現在) | |
|-------------------------|----------|-------------------------|---------|
| 売買目的の有価証券 | | 売買目的の有価証券 | |
| 貸借対照表計上額 | 38,658千円 | 貸借対照表計上額 | 6,448千円 |
| 当事業年度の損益 | | 当事業年度の損益 | |
| に含まれた評価差額 | 311千円 | に含まれた評価差額 | 1,448千円 |

(デリバティブ取引関係)

| 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 | 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 |
|--------------|---------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 391,473 |
| 勤務費用 | 46,659 |
| 利息費用 | 3,914 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 7,645 |
| 退職給付の支払額 | <u>8,106</u> |
| 退職給付債務の期末残高 | 426,295 |

(単位：千円)

| | 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 |
|--------------|---------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 426,295 |
| 勤務費用 | 46,270 |
| 利息費用 | 4,262 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 20,018 |
| 退職給付の支払額 | <u>38,975</u> |
| 退職給付債務の期末残高 | 457,872 |

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 |
|-----------|---------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 278,789 |

| | |
|--------------|---------|
| 期待運用収益 | 2,052 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 11,804 |
| 事業主からの拠出額 | 50,203 |
| 退職給付の支払額 | 8,106 |
| 年金資産の期末残高 | 311,134 |

(単位：千円)

| | 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 |
|--------------|---------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 311,134 |
| 期待運用収益 | 2,295 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 6,922 |
| 事業主からの拠出額 | 46,651 |
| 退職給付の支払額 | 38,975 |
| 年金資産の期末残高 | 328,027 |

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 |
|---------------------|---------------------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 426,295 |
| 年金資産 | 311,134 |
| | 115,161 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | - |
| 未積立退職給付債務 | 115,161 |
| 未認識数理計算上の差異 | 4,158 |
| 未認識過去勤務費用 | 52,329 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 58,673 |

(単位：千円)

| | 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 |
|---------------|---------------------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 457,872 |
| 年金資産 | 328,027 |
| | 129,844 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | - |
| 未積立退職給付債務 | 129,844 |
| 未認識数理計算上の差異 | 13,096 |
| 未認識過去勤務費用 | 43,608 |

| | |
|---------------------|--------|
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 73,140 |
|---------------------|--------|

5．退職給付費用の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 |
|-------------------|---------------------------------------|
| 退職給付費用 | 42,241 |
| (1)勤務費用 | 46,659 |
| (2)利息費用 | 3,914 |
| (3)期待運用収益（減算） | 2,052 |
| (4)過去勤務費用の費用処理額 | 8,721 |
| (5)数理計算上の差異の費用処理額 | 15,002 |

(単位：千円)

| | 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 |
|-------------------|---------------------------------------|
| 退職給付費用 | 61,118 |
| (1)勤務費用 | 46,270 |
| (2)利息費用 | 4,262 |
| (3)期待運用収益（減算） | 2,295 |
| (4)過去勤務費用の費用処理額 | 8,721 |
| (5)数理計算上の差異の費用処理額 | 4,158 |

6．年金資産に関する事項

前事業年度（平成27年3月31日現在）

年金資産の内訳

| | |
|------------|--------|
| 保険資産（一般勘定） | 97.5% |
| その他 | 2.5% |
| 合計 | 100.0% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

当事業年度（平成28年3月31日現在）

年金資産の内訳

| | |
|------------|--------|
| 保険資産（一般勘定） | 97.7% |
| その他 | 2.3% |
| 合計 | 100.0% |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 (平成27年3月31日現在) |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 割引率 | 1.0% |
| (2) 長期期待運用収益率 | 0.75% |
| (3) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (4) 過去勤務費用の処理年数 | 発生時より 11年 |
| (5) 数理計算上の差異の処理年数 | 1年 |

| | 当事業年度 (平成28年3月31日現在) |
|--------------------|-------------------------|
| (1) 割引率 | 0.0% |
| (2) 長期期待運用収益率 | 0.75% |
| (3) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (4) 過去勤務費用の処理年数 | 発生時より 11年 |
| (5) 数理計算上の差異の処理年数 | 1年 |

(注) 当事業年度の期首時点において適用した割引率は1.0%でありましたが、期末時点において割引率の再検討を行った結果、割引率の変更により退職給付債務の額に重要な影響を及ぼすと判断し、割引率を0.0%に変更しております。

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は15,442千円であります。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は15,211千円であります。

（税効果会計関係）

| 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------------|--------------|
| 自 平成26年4月 1日 | 自 平成27年4月 1日 |
| 至 平成27年3月31日 | 至 平成28年3月31日 |

| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
|-------------------------------|---------|-------------------------------|-----------|
| (単位：千円) | | (単位：千円) | |
| 繰延税金資産(流動) | | 繰延税金資産(流動) | |
| 賞与引当金繰入超過額 | 14,194 | 連結納税適用に伴う影響額 | 647,569 |
| 未払事業税 | 11,023 | 未払事業税 | 236,325 |
| その他 | 64,681 | 賞与引当金繰入超過額 | 15,182 |
| | | その他 | 70,259 |
| 繰延税金資産(流動)合計 | 89,899 | 繰延税金資産(流動)合計 | 969,336 |
| 繰延税金負債(流動)との相殺 | - | 繰延税金負債(流動)との相殺 | - |
| 繰延税金資産(流動)の純額 | 89,899 | 繰延税金資産(流動)の純額 | 969,336 |
| 繰延税金資産(固定) | | 繰延税金資産(固定) | |
| 退職給付引当金 | 20,103 | 連結納税適用に伴う影響額 | 2,575,170 |
| その他 | 3,610 | 退職給付引当金 | 23,491 |
| | | その他 | 7,754 |
| 繰延税金資産(固定)合計 | 23,714 | 繰延税金資産(固定)合計 | 2,606,416 |
| 繰延税金負債(固定)との相殺 | - | 繰延税金負債(固定)との相殺 | - |
| 繰延税金資産(固定)の純額 | 23,714 | 繰延税金資産(固定)の純額 | 2,606,416 |
| 繰延税金資産合計 | 113,613 | 繰延税金資産合計 | 3,575,752 |
| 繰延税金負債(流動) | | 繰延税金負債(流動) | |
| その他 | - | その他 | - |
| 繰延税金負債(流動)合計 | - | 繰延税金負債(流動)合計 | - |
| 繰延税金資産(流動)との相殺 | - | 繰延税金資産(流動)との相殺 | - |
| 繰延税金負債(流動)の純額 | - | 繰延税金負債(流動)の純額 | - |
| 繰延税金負債(固定) | | 繰延税金負債(固定) | |
| 事業譲受に係る調整項目 | - | 事業譲受に係る調整項目 | - |
| 繰延税金負債(固定)合計 | - | 繰延税金負債(固定)合計 | - |
| 繰延税金資産(固定)との相殺 | - | 繰延税金資産(固定)との相殺 | - |
| 繰延税金負債(固定)の純額 | - | 繰延税金負債(固定)の純額 | - |
| 繰延税金資産の純額 | 113,613 | 繰延税金資産の純額 | 3,575,752 |
| ===== | | ===== | |

| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 | | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 | |
|--|-------|--|-------|
| 法定実効税率 | 35.6% | 法定実効税率 | 33.0% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 7.5% | 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 8.1% |
| その他 | 0.2% | 税率変更差異 | 40.5% |
| | | その他 | 3.8% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 43.4% | 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 85.6% |
| | ===== | | ===== |

（税率変更に伴う影響）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,318千円減少し、法人税等調整額は9,318千円増加しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から、平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。この税率変更により、繰延税金資産は178,278千円減少し、法人税等調整額は178,278千円増加しております。

（企業結合関係等）

| 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 | 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金および長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は89,966千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除去費用の見積額の更新および本社オフィス移転に伴う新たな資産除去債務の発生により31,670千円増加しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は35,341千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除去費用の見積額の更新および旧オフィス賃貸借契約終了に伴う一部の資産除去債務の履行により54,624千円減少しております。

（セグメント情報）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| 当事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|------------|-----|------------------|-----------------------|-----------------------|------------|------------|-------|------------------|----|------------------|
| 種 類 | 会社等の 名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 又は 職業 | 議決権の所 有（被所有） 割合 | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------------------------|--------------------|--------------|-----------------------------|----|------------------------|---|---|---------|------|---------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー | 米国マサチューセッツ州ボストン市 | 29百万米ドル | 銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務 | なし | なし | 助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払 | ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 事務手数料の支払 | 162,092 | 未収入金 | 240,569 |
| | ステート・ストリート信託銀行株式会社 | 東京都港区 | 25億円 | 銀行業 | なし | なし | 投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等 | 投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払 | 35,271 | 前払金 | 34,267 |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム | 英国ロンドン | 62百万ポンド | 投資顧問、投資信託委託業務 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供並びに受入れ | 投資顧問料の受取 投資顧問料の支払 | 440 | - | - |
| | ステート・ストリート・マネジメント・S.A | ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市 | 12.5万ユーロ | サービス業 | なし | あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任 | 投資顧問サービスの提供 | 投資顧問料の受取 | 66,188 | - | - |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール | シンガポール市 | 136万シンガポールドル | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介 | 紹介料の受取 | 407 | - | - |

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 当事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------|-----|------------------|-------------------|-----------------------|-----------|------------|-------|--------------|----|--------------|
| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内容 又は 職業 | 議決権の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
| | | | | | | 役員 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------------------------|------------------|--------------|-----------------------------|----|----|---|---|---|-----------------|------------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー | 米国マサチューセッツ州ボストン市 | 29百万米ドル | 銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務 | なし | なし | 助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払 | ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取 事務手数料の支払 | 167,037 118,594 235,888 141,249 522,979 | 未収入金 未払金 | 228,410 205,912 |
| | ステート・ストリート信託銀行株式会社 | 東京都港区 | 25億円 | 銀行業 | なし | なし | 投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等 | 投資信託計理業務委託 人件費等の支払 | 38,211 133,176 | 前払金 | 94,019 |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インテグリティ・グループ | 英国ロンドン | 62百万ポンド | 投資顧問、投資信託委託業務 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供並びに受入れ | 投資顧問料の受取 投資顧問料の支払 | 399 10,659 | - | - |
| | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール | シンガポール | 136万シンガポールドル | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介 | 紹介料の受取 | 290 | - | - |

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | |
|--------------|--------------|
| 前事業年度 | 当事業年度 |
| 自 平成26年4月 1日 | 自 平成27年4月 1日 |
| 至 平成27年3月31日 | 至 平成28年3月31日 |

| | |
|--|--|
| 1株当たり純資産 1,479,115円06銭 1株当たり当期純利益 91,476円79銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 | 1株当たり純資産 1,010,699円58銭 1株当たり当期純利益 15,455円49銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 |
|--|--|

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 | 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 |
|--------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益 (千円) | 567,156 | 95,824 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式にかかる当期純利益 (千円) | 567,156 | 95,824 |
| 期中平均株式数 (株) | 6,200 | 6,200 |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日 |
|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

| 当事業年度 自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日 |
|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

第2【その他の関係法人の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

342,037百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名 称 | 資本金の額 | 事業の内容 |
|----------------|------------------------------|--|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,770,996百万円 (平成28年3月末現在) | 銀行法に基づく銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 (平成28年3月末現在) | 銀行法に基づく銀行業および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく信託業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 139,595百万円 (平成28年3月末現在) | 保険業法に基づく損害保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。 |
| 日本生命保険相互会社 | 1,300,000百万円 (平成28年3月末現在) | 保険業法に基づく生命保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。 |
| 株式会社横浜銀行 | 215,628百万円 (平成28年3月末現在) | 銀行法に基づく銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。 |
| 富国生命保険相互会社 | 116,000百万円 (平成28年3月末現在) | 保険業法に基づく生命保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。 |

| | | |
|------------|----------------------------|--|
| 三井生命保険株式会社 | 167,280百万円 (平成28年3月末現在) | 保険業法に基づく生命保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。 |
|------------|----------------------------|--|

相互会社において株式会社の資本金にあたる「基金（基金償却積立金は含みません。）」の額を示しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として受益権の募集・売出しの取扱い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月13日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

PwC あらた監査法人

指定社員

公認会計士

大畑 茂

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープンの平成26年12月2日から平成27年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープンの平成27年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年7月6日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwC あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープンの平成27年12月1日から平成28年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープンの平成28年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成27年12月1日から平成28年5月31日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成28年7月7日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | |
|----------|----------------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 櫻井 雄一郎 印 |
| 業務執行社員 | |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 伊藤 雅人 印 |
| 業務執行社員 | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。